常任総務委員会要点記録

○**開会日時**　令和８年９月１８日（金）　午前１０時

○**場　　所**　伊東市役所第２委員会室

○**出席委員**　７名

１　番	大　川　勝　弘　君	２　番	宮　﨑　雅　薫　君
３　番	佐　藤　　周　君	４　番	杉　本　一　彦　君
５　番	長　沢　　正　君	６　番	浅　田　良　弘　君
７　番	重　岡　秀　子　君		

○**出席議員**　１０名

議　長	中　島　弘　道　君	副議長	青　木　敬　博　君
議　員	片　桐　基　至　君	議　員	竹　本　力　哉　君
〃	篠　原　峰　子　君	〃	河　島　紀美恵　君
〃	大　竹　　圭　君	〃	虫　明　弘　雄　君
〃	犬　飼　このり　君	〃	四　宮　和　彦　君

○**説明のため出席した者**　２９名

副　市　長	近　持　剛　史　君
市　長　戦　略　監	木　村　光　男　君
企画部長兼危機管理部長兼危機管理監	髙　田　郁　雄　君
企画部次長兼企画課長	菊　地　貴　臣　君
同　秘　書　広　報　課　長	草　嶋　耕　平　君
同　職　員　課　長	櫻　田　洋　之　君
同デジタル政策課長	竹　安　卯　起　君
理　事	中　谷　祐　典　君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	小　菅　智　章　君
総　務　部　長	小　川　直　克　君
総務部次長兼資産経営課長	川　口　貴　保　君
同　庶　務　課　長	掬　川　宗　範　君
同　財　政　課　長	日　吉　千　絵　君
同　課　税　課　長	吉　﨑　恭　之　君
同　収　納　課　長	小　澤　　剛　君
市　民　部　長	佐　藤　文　彦　君

市民部市民課長	山下明子君
同保険年金課長	渡辺拓哉君
健康福祉部長	松下義己君
健康福祉部健康推進課長	山下匡弘君
観光経済部長	肥田光弘君
観光経済部理事兼公営競技事務所長	福西　淳君
建設部長	山田昌弘君
会計管理者兼会計課長	稲葉育子君
上下水道部長	稲葉信洋君
上下水道部理事	富岡　勝君
教育委員会事務局教育部長	萩原智世子君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉山宏生君
監査委員事務局長	福田由里亜君

○出席議会事務局職員　３名

局長	小川真弘	局長補佐	鈴木綾子
係長	野田昌伸		

○会議に付した事件

１　市議第１５号　機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

２　市議第１６号　伊東市印鑑条例及び伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例

３　市認第　６号　令和７年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

４　市認第　７号　令和７年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算

５　市認第　８号　令和７年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算

６　市認第１０号　令和７年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）開会する。

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明はこれを省略したい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たって、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないよう

にお願いする。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えていただくよう、協力をお願いする。

○**委員長**（杉本一彦君）日程第１、市議第１５号　機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○**１番**（大川勝弘君）１点だけ確認する。議場で人数のことを聞いているので大体の内容は把握している。これは子育て支援課と幼児教育課をこども未来部にし、それに合わせた定数の変更になる。一見すると、こども未来部は国のこども家庭庁と一緒で、そこに行けば子供のことは全部相談できると見えるが、ネーミングをこうした理由と、今後ほかの部署と重なる予定があるのか、どのような展開を考えているのか確認する。

○**企画部次長兼企画課長**（菊地貴臣君）名称は、こども未来部以外にも県で使っているこども若者部とか、こども家庭庁なので、こども家庭部とかいろいろな検討をしたが、市長と話をする中で、他自治体でも多く使われているこども未来部という名称にすることに落ち着いた。こども未来部で全て子供のことは完結するかという点については、コアな部分についてはこども未来部で担当するように、子育て支援課と幼児教育課から成る部を設置することとしている。教育委員会との連携も必要になるので、こども未来部を高層棟５階に配置することにより、教育部との連携強化を図る。

○**１番**（大川勝弘君）先ほど質疑したが、教育委員会と重なるとか、ほかの部署との連携は今のところ検討していないということでよいか。

○**企画部次長兼企画課長**（菊地貴臣君）答弁漏れがあって申し訳ない。こども未来部は子供に関する司令塔的な役割を果たすことを考えている。例えば子ども・子育て支援事業計画に関することについて子育て支援課に移管するなど、いろいろな部にまたがることについても、そちらで集約しながら横断的に教育委員会やほかの部局と連携しながら取り組むことを考えている。

○**７番**（重岡秀子君）今後、こども未来部を５階に配置して、教育関係の小・中学校の学校関係と並ぶことで連携が取りやすくなると思う。１つ部を増やすことによって一番期待できることはどんなことか。例えば、私はこの間、学童保育に関する一般質問をして、担当は幼児教育課だったが、学童保育のことは幼児教育課でやることは変わらない。その辺の仕事の分担は変わらないが、これによって期待できることをもう一度聞かせていただきたい。

○**企画部次長兼企画課長**（菊地貴臣君）これまでは健康福祉部に子育て支援課があり、教育部に幼児教育課があった。部が分かれて子育て支援施策の大きな部分を担っていたが、部を設置することにより、子育て支援施策の効率的かつ効果的な執行につながるという期待をしている。

先ほど委員から指摘があったように、同じフロアに配置することにより、より連携を深めることもある。学童保育については、従前どおり幼児教育課で引き続き取り扱うことを考えている。

○**７番**（重岡秀子君）分かった。会合も非常に持ちやすくなるし、相談もしやすいと考えるが、係は変わらず、仕事の分担も変わらない。部はできるが、課はそのままなので、子育て支援課や幼児教育課が今まで持っていたものはそのままで、係の変更はないのか。

○**企画部次長兼企画課長**（菊地貴臣君）係の新設も検討しなくはなかったが、人員配置等の関係で、現行の係の体制のままが好ましいということで、議案参考書に記載のとおり、係の編成を替えずに臨むこととした。

○**３番**（佐藤　周君）重岡委員と重なるところはあるが、こども未来部を新たに新設する意味は、現状課題があるからだと思っている。国もそういったことからこども家庭庁をつくっている。その捉えている課題は、学童保育を幼児教育課で担当しているのは歴史的な背景があるものの、この変更のところには学童保育は係としてはないから見えにくい。一方で、この先が見えない。今、子供の居場所や不登校が問われている中で、この先、その課題解決はこども未来部でやっていくという筋道ができているのか。

○**企画部次長兼企画課長**（菊地貴臣君）先ほども少し答弁したが、こども未来部だけで全ての子供の課題が完結するとは思っていない。コアな部分で子育て支援課と幼児教育課が担っていた部分を同じ部にすることによって、効果的かつ効率的な執行につながると思うが、連携が必要な部分が当然出てくるので、そういった意味合いで教育部とこども未来部を隣接させて、お互いに必要に応じて密に連携する中で、子供施策を総合的に進めていくことを考えて、今回提案している。

○**７番**（重岡秀子君）建築住宅課についても聞きたい。１５ページの一番上に「建築主事及び限定特定行政庁」は「及び」と両方並列で書かれているが、これは既に廃止されているものの、これまで名前を変えてこなかったということか。それから、市営住宅関係は住宅政策係が担当すると思ったが、建築係はどのような業務を行うのか、その辺のことを説明してほしい。

○**建設部長**（山田昌弘君）現在の建築住宅係は市営住宅と技術的なものを担当している。これを今度は住宅政策係に市営住宅の担当を持っていき、建築係は実質的な工事部隊になる。現在の建築指導係で市営住宅や事務的な住宅政策を担当していくため、住宅政策係という名前にしている。変わった理由は、指摘のように令和６年３月に建築主事がいなくなり限定特定行政庁が廃止となった。本来であれば、そのときに変えるべきだったが、まだ住宅政策の事務があったので、そのまま残した。改めて今回、業務をもう一度見直し、名前と業務の分担を変えた。

○**７番**（重岡秀子君）今までやっていた建築確認申請は完全に県に移管したので、それに関わることは今はないという認識でよいか。

○**建設部長**（山田昌弘君）建築確認は県に移管しているが、建築確認の進達の業務は行っている。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第１５号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（杉本一彦君）日程第２、市議第１６号　伊東市印鑑条例及び伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○**３番**（佐藤　周君）伊東市手数料徴収条例一部改正のイ、固定資産評価証明の手数料を改める主たる目的と増額、減額の見込みを教えてほしい。

○**市民課長**（山下明子君）目的は、評価証明が今は１筆目が３００円で、１件増えるごとにプラス１００円で実施している。それを所有者が同じであれば、その方がお持ちのものを全て証明しても一律３００円に変更することにしている。そちらについては、現状、その計算がなかなか手間がかかること、また、標準化により様式が変わり、その計算にも時間を要していることと、お客様にも分かりにくいので、そのあたりを解決するために今回は一律３００円にしたい。一律３００円にすることによる影響額は、令和７年度の実績で試算して年間９７万円程度の減額になると見込んでいる。

○**３番**（佐藤　周君）分かった。お客さんも大変だが、事務負担を減らすという意味合いの代わりに１００万円弱のお金が減るということでよいか。

○**市民課長**（山下明子君）委員のおっしゃるとおりである。

○**７番**（重岡秀子君）改正の概要の⑴アで、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法が難しい。これは戦争前に日本が朝鮮半島を支配していたときに日本に来た朝鮮の人たちが、戦争が終わっても帰れなくなった。２０年になったらサンフランシスコ平和条約で領土を返すことになったので、本来なら朝鮮半島にいた人たちは自分の本国に帰れるが、帰れなくなり、そのまま日本に住んでいる方で、伊東市にもいる。そういう

方は自動的に永住権をもらえるということで、そういう方も特定在留カードとマイナンバーカードを一緒にしたものを持つ。それでコンビニで証明を取れるようになったという理解でよいか。特定特別永住者証明書以外に特定在留カードがあるため、その辺のことを説明してほしい。

○**市民課長**（山下明子君）今回は中長期の方が持つ在留カードと特別永住者証明書にマイナンバーカードの機能を搭載できるようにしたものが特定在留カードと特定特別永住者証明書になる。

○**７番**（重岡秀子君）どちらのカードでも、コンビニで証明書を取得できるようになるという理解でよいか。

○**市民課長**（山下明子君）委員おっしゃるとおり、マイナンバーカードの機能をつけた特定在留カード等により、コンビニで証明書等を取得していただけるようになる。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第１６号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（杉本一彦君）日程第３、市認第６号　令和７年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は３３０ページからになる。発言を許す。

○**３番**（佐藤　周君）報告書の２７５ページで、短期被保険者証の交付対象状況が令和５年度、６年度、７年度とあって、令和７年度はマイナンバーカードが基本となったからゼロになっている。この短期被保険者証の方が、５年は７００人、６年は６００人からゼロになったのは、マイナ保険証をみんな取得しているかは分からないが、実際この人たちは困っているとか苦労しているとか、手続がどうなっているかを具体的に聞かせてほしい。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）令和７年度がゼロになっているのは、短期被保険者証自体の制度がなくなってゼロになった。その方たちは全てほかの方と同じように一般証と同じ扱いになる。短期証は半年で交付しているが、そういったことはマイナンバーカードでやってきた。短期証

に対応している方になるが、相談の機会を設けてその辺の機会を増やして対応している。

○**３番**（佐藤　周君）無保険者になって１０割負担している方になっているのか。この６００人、７００人の人たちは固定化されている状況があったのかを分かる範囲で教えてほしい。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）もともと短期被保険者証の方は窓口で１０割払うということではなく、普通に３割負担で受診できるようになっている。人が固定化している面も見受けられる。

○**３番**（佐藤　周君）この６００人の何割ぐらいが固定化されていたのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）詳しい内容までは経年で比較していないので難しい。

○**７番**（重岡秀子君）今まで短期被保険者証の方は保険証の有効期限が切れたときに相談に来る機会がきちんとあった。今、短期証がなくなった中で、令和６年度だと短期証の方が６８４人いて、今、課長の言われたように、確かに１０割負担で困れば相談に来ると思うが、短期被保険者証で相談に来た人たちとの関係は、ずっとそのまま会わないのではなく、また３か月たったら来てもらうというような約束をしているのか。それから、こういうことを知らないで、六百何人の方が相談に来ればいいが、その状況はどうか。やはりかなり相談に来られているのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）次回来るかどうかという約束については、特に保険年金課ではしていない。一般証を持っている方と同じになっているので、こちらとしては特に勧奨はしていない。相談の状況については、主に納税相談になると思うが、保険年金課では把握していない。

○**７番**（重岡秀子君）収納課のほうで分かったら教えてほしい。短期被保険者証が廃止となってから、国保税を払えない方が、１０割負担では払えないということで収納課のほうに相談に来ている例が結構あるのか。

○**収納課長**（小澤　剛君）先ほど保険年金課長から説明があったように、今、１０割負担はいないので、普通に３割で病院を受診できる。特に、国民健康保険税の滞納者は、それだけを滞納しているというわけではないので、全体的な納税という形でいえば、収納課としては滞納処分の中で収納を進めているような状況である。

○**７番**（重岡秀子君）今、そういう相談で少しずつ払う分納をしている人がいると思うが、その辺はいかがか。

○**収納課長**（小澤　剛君）分納も徴収猶予の中にあるので、相談に来られた方については、一遍に払えない場合は、状況等に鑑みた中で、分納が致し方ないという状況であれば分納という形を取らせていただいている場合もある。

○**３番**（佐藤　周君）２７５ページの５の特定健診について、令和７年度の特定健診の実施率が４８．８％である。この数値についてお伺いしたい。先日、国保新聞に全国平均が３８．８％とあった。これより１０％高いが、言っている数字が同じで正しいかというのを聞きたいのと、伊東市はなぜ１０％も高いのか、その２点をお願いする。

○**健康推進課長**（山下匡弘君）委員指摘の３８．８％がどういう定義の数値か私も分からないが、伊東市のほうが１０％高いというのは多分事実で、なぜ高いかになるが、県内でも割と高めのほうではある。その辺については、手前みそになるが、周知がよくされているということになろうかと思う。ただ、半分の人はまだ受けていないという状況なので、そこについては引き続き周知に努めるし、テレビでもテツａｎｄトモが忘れていないかというＣＭをやっているので、その辺も含めながら周知に努める。今月９月３０日までの受診となっていることから、ここにいらっしゃる皆さんで対象となるような方には受けていただければと思う。

○**３番**（佐藤　周君）私は、努力していることは認めながらも、高齢化率が高く、受診する年代層も多いから受診率が高いのかなという気がしている。これは４０歳から７４歳まで対象となっているが、年代別の受診率の把握はされているのか。

○**健康推進課長**（山下匡弘君）今、手元に資料がないので、年代別の受診率はお答えできない。

○**３番**（佐藤　周君）４０代、５０代は全国平均とそう変わらないが、６０代、７０代の高齢化率が高くて、その人たちの受診機会が多いから高いのかなと私は推測している。努力はしていると思うが、もしその辺が分かればお知らせいただければと思う。本当は協議会で聞けばよかったが、新聞を見たら、あまりにも数字の差が大きかったので質疑させていただいた。

○**７番**（重岡秀子君）決算書３３０ページの歳入の一番上、国民健康保険税は、収入済額が１５億５，０４０万４，４２３円であるが、昨年の国民健康保険税と比べると、私の計算が間違っていなければ１，３００万円ぐらい増えている。今までの市政報告書を見ると、国保の加入者が令和６年度と７年度を比較しても８００人ぐらい減っているので、普通なら保険税の歳入は下がるが、７年度は県の統一の基準に合わせるために引上げが始まった年のため、今回はこれが要因になっているということでいいのか。

　市政報告書の２７３ページの上を見ると、対象の人数は減っているので、結局、前年度比で５３０万円しか歳入の総額は増えていないと書かれているが、その辺のことを若干説明していただきたい。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）まず金額が上がったことについては、令和７年度において、医療分については、所得割が０．１％、均等割が１，６００円の引上げになっている。収入が増えた分については、引上げの要因が大きいと考えている。

○**収納課長**（小澤　剛君）金額でいくと、前年度比は５３０万円ばかり増えているが、収納率についてはマイナス０．３６％となっているので、今、保険年金課長が言われたように、上がった分が収入として実にはなっているが、実質で言うと収納率は若干落ちた。

○**７番**（重岡秀子君）分かった。国保税についての仕組みは、今まで一般会計から入れたり、基金から国保税に入れて引上げを抑えてきたようなところがある。決算書の３３２と３３３ペー

ジを見ると、一般会計繰入金は大体前年と同じであるが、それでいいのか。次の３３４、３３５ページの上から２番目に基金繰入金ということで、基金繰入金は前年より４，５０３万円ほど減っている。一般会計からの繰入金の数字がほかのところではちょっと違っていたりしたので、大体去年と同じという考えでいいのか、そして基金からの繰入金は少し減っているということでよろしいのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）まず一般会計繰入金については、ほぼ法定の繰入金になっている。節のほうで書いてあるように、保険税軽減分とか、未就学児の均等割の軽減をした分の繰入金とか、こうしたものは法定になっているので、こちらはこのとおりの数字である。基金のほうについては、財政調整的な意味があるので、足りないところを補っている。

○**７番**（重岡秀子君）基本的に、これから県で統一していくということで、必要な分は１回県へ納めて、それが市に出されるということで、基金は必要ない。今まで基金の積立てをしてきたが、その辺はこれからどうなっていくのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）委員おっしゃるとおり、これから保険料率の統一が進んでいく。先日、加速化プランが新たに出されたので、そういった点からすると、基金の役割はほぼ全て薄れていくと思われる。今、基金の残高自体が１０億６，０００万円ほどあるが、この後はここまで必要ないと思われるので、使いながら金額を調整して、保険料率の上昇を抑えていきたいと考えている。

○**７番**（重岡秀子君）分かった。８年度予算においては、市長が、こども家庭庁の支援分も引上げになるので、両方引上げでは大変だからということで、８年度の国保税の引上げについては、基金などを入れて抑えたということがある。それをずっと続けるのは難しいのではないかと思う。今、課長が言ったように、私もあと１０億円ぐらいは基金があると思ったが、令和１１年までに県の基準に合わせていくということで、今後の見通しはやはり引上げをやらざるを得ないのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）料率の統一については国で決まっていることなので、やらざるを得ない。基金については、現在、１０億円ちょっとあるが、８年度ではそのうち４億４，０００万円を使う予定になっている。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**７番**（重岡秀子君）私は令和７年度の国保会計の予算のときに反対した。今、ここで質疑をしたように、県で国保料率が統一される。本市は国保税がほかの自治体より比較的安かったので、

それはよかったことであるが、１１年までの統一は国で決まっていることだから、やむを得ずということで引上げをしていかなければならないのは仕方がないことだと理解する。しかし、一方で、来年度から窓口負担も、ＯＴＣ薬、ドラッグストアなどでも売っているような品質の湿布薬とか痛み止めなどを処方するときには、その薬価が２５％上乗せされるといったようにサービスも低下している。そういう中で国保税を引上げていくということは認められないことなので、伊東市としてはどうしようもないことであるが、こうした国保税の仕組みについて批判する意味で、令和７年度は最初の年ということで認定できない。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第６号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（杉本一彦君）日程第４、市認第７号　令和７年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は３５２ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第７号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（杉本一彦君）日程第５、市認第８号　令和７年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は３５８ページからになる。発言を許す。

○**３番**（佐藤　周君）事項別明細書３５９ページの墓所管理料について、ホームページに年間管

理料は普通墓所が５，５００円、芝生墓所が６，６００円とあるが、収入未済額の２０万４，６００円の内訳を教えてほしい。

○**市民課長**（山下明子君）収入未済額の内容については、延べ３４件、普通墓所が１８件、芝生墓所が１６件になる。滞納者数としては２０人となっており、令和７年度の未納分が２０件、１１万８，８００円、過年度分の令和３年から令和６年の合計で１４件、８万５，８００円の収入未済となっている。

○**３番**（佐藤　周君）特に過年度分は今後どうなっていくのか。

○**市民課長**（山下明子君）５年たつと不納欠損という形を取っている。それまでは電話による催促や催告通知の発送などを行っている。また、催告等の通知がこちらに戻ってきた場合については、戸籍の公用請求とかによりその方の所在を確認するような形で、なるべくお支払いいただけるようにしているところである。

○**３番**（佐藤　周君）でも、お骨は残る。それは最終的には墓から移して管理事務所で保管するということでよいか。

○**市民課長**（山下明子君）５年以上滞納された方については、５年目に聴聞会を開き、その結果で使用権の取消しを行う。それを行った後に官報や墓所への立て札等で、１年間連絡がなかったら改葬するということを知らせて、そのまま１年間何もなかったら墓石を撤去して、お骨自体は、霊園の一区画をそういうお骨用に確保してあるので、そちらに移させていただくという手続を取っている。

○**７番**（重岡秀子君）３６３ページ、今まであまりなかったと思うが、霊園建設事業費の工事請負費の排水施設改修工事請負費９２０万円は、霊園の中心部分の側溝のような説明がどこかにあったが、その辺を少し説明していただきたい。

○**市民課長**（山下明子君）正確な場所を今、把握していなくて申し訳ないが、もともと蛇腹の黒いパイプみたいなものを土に埋める形で雨水の処理をしていたようであるが、その排水先が施設内に設置されている調整池に接続されていないことが分かり、設備をきちんとしたほうがいいだろうということで、今回、排水設備の改修を行ったところである。

○**３番**（佐藤　周君）今、つながっていないことが分かったという話であるが、原因は何か。地震か何かで外れたのか、それとも、施工が悪かったのか、工事完了時の確認の仕方が悪かったのか。

○**市民課長**（山下明子君）そこまで確認はしていないが、もともとの施工が適切ではなかったと推測するところである。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第８号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（杉本一彦君）日程第６、市認第１０号　令和７年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は４０４ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第１０号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（杉本一彦君）以上をもって日程全部を終了した。

重岡委員は市認第６号について少数意見を留保するか。

○**７番**（重岡秀子君）留保する。

○**委員長**（杉本一彦君）委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○**委員長**（杉本一彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○**閉会日時**　令和８年９月１８日（金）午前１０時４８分（会議時間４８分）

以上の記録を認める。

令和８年９月１８日

委員長　杉　本　一　彦